

北海道 A 市における生活困窮の実態に関する予備調査：民生委員・児童委員に対するアンケート予備調査を手がかりとして

著者	松岡 是伸
抄録	本研究ノートは、北海道 A 市における生活困窮の実態を把握するために民生委員・児童委員を対象に生活困窮の実態に関するアンケート調査を予備調査として実施した。本調査研究の意義は、今後 A 市において本格的な生活困窮の実態を把握するための本調査を実施するための手がかりを把握するためである。その結果、民生委員の観点から単に経済的困窮のみではなく、身体的、心理的、地理的・環境的制約における社会的な困窮の状況が複合化している状況が少なからず明らかとなった。
雑誌名	名寄市立大学社会福祉学科研究紀要
号	6
ページ	111-120
発行年	2017-03-31
出版者	名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科
ISSN	21869669
書誌レコードID	AA12592911
論文ID (NAID)	120006342820
URL	http://id.nii.ac.jp/1088/00001663/



北海道A市における生活困窮の実態に関する予備調査
—民生委員・児童委員に対するアンケート予備調査を手がかりとして—

松岡 是伸

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 専任講師

本研究ノートは、北海道 A 市における生活困窮の実態を把握するために民生委員・児童委員を対象に生活困窮の実態に関するアンケート調査を予備調査として実施した。本調査研究の意義は、今後 A 市において本格的な生活困窮の実態を把握するための本調査を実施するための手がかりを把握するためである。その結果、民生委員の観点から単に経済的困窮のみではなく、身体的、心理的、地理的・環境的制約における社会的な困窮の状況が複合化している状況が少なからず明らかとなった。

Keywords ; 生活困窮、生活困窮者、経済的困窮と社会的困窮の複合化、過疎積雪寒冷地域

I. はじめに（本調査の目的）

近年、社会経済情勢の影響から非正規雇用や子ども・家庭の貧困の増加、生活保護世帯の増加などが著しい。そのような中で**2015年4月1日**より生活困窮者自立支援法が施行された。本法は生活保護に至る前に生活困窮を食い止めると同時に、第**1**のセーフティネットである社会保険制度や雇用保険制度などと、最終的なセーフティネットである生活保護などの間（挟間）に新たに張られる第**2**のセーフティネットとしての役割を担っている。また一方で生活困窮者自立支援法には、本法に基づいた地域づくりの役割も期待されている。要するにこの法は生活困窮者対策という側面と共に、生活困窮者の自立支援並びに予防などをする地域づくり対策という側面を持っているのである。

このような中、過疎積雪寒冷地域に位置する北海道**A**市においても**A**市社会福祉協議に委託し本法がスタートした。初年度には自立相談支援事業で約**80**件の実績が見られた。これまであまり明らかにされてこなかった市民の生活困窮ニーズが徐々、掘り起こされ始めた。しかし生活困窮ニーズは、自らの貧しさを他人や地域にさらすことになると思いがちなため、そのことを恐れ潜在化しやすい。さらにそのようなニーズが明らかになることで自尊心が傷つき、それを恐れニーズを表明しない場合も多いと考えられる。そのため**A**市は、現在までに明らかになっている生活困窮ニーズは氷山の一角にすぎず、数多くの生活困窮者やまたはその恐れがある人々が存在していると考えている。そのため生活困窮者自立支援法が掲げる理念と目的に照らしあわせ、**A**市における生活困窮ニーズを明らかにし、すみやかな相談支援と共に地域づくりにつなげていきたいと考えている。

そこで本研究ノートでは、北海道**A**市における生活困窮の実態を把握するために、地域や見守り活動などの日々の実践活動を行う民生委員・児童委員を対象にアンケート調査を予備調査として実施し、生活困窮者やその困窮状況の一端を明らかにすることが目的である。

II. 方法

1. 北海道**A**市の概要

北海道**A**市は過疎積雪寒冷地域であり、人口規模は**2万8千人**、高齢化率は**31%**（**8千人**）である。そして寒暖の差が大きく冬期間はマイナス**20度**にもある。豪雪地帯対策特別措置法における特別豪雪地帯とされている**A**市は、冬期間、恒常的な降積雪に見舞われ、産業や生活に降積雪が大きな影響を与えている⁴。例えば仕事や生活部面を見れば、冬期間の仕事の減少や高齢化による除排雪の困難や担い手の不足等である。

そのような中で北海道**A**市の生活保護率は、地域別の生活保護の保護率は**2014**年度で平均**1%**であった（北海道福祉援護課**2015**）。そして豪雪地帯であることから路上生活者は年間を通じてほとんどみられない。そのため例えば、路上生活者の問題等のように比較的、可視されるやすい状況とは相違し、北海道の地方都市の貧困は、潜在化しやすい傾向があると考えられる⁵。この地域の社会的関係資本と生活の困り感という観点からインタビュー調査を行った松岡（**2016**）は、北海道**A**市の生活の困り感は主に冬期間の生活や医療機関へのアクセス（移動）に関するものが多く、その他に子育てやワークライフバランスの困り

感等が見られたという。そのうえで社会関係資本の特徴は開放的なネットワークであり、資本の外部性は集積的（便益は個人の投資の見返り）であることをあげていた（松岡 2015；19）。このような特徴は都会的な傾向を示しており、昔ながらの地域的なつながりが見られないと考えられる。一方で地域関係や社会関係が希薄はしているとも言える。

これらのことから北海道 A 市では、地域関係や社会関係の希薄化の傾向が少なからずあり、豪雪地帯という地理的制約からも貧困や生活困窮は地域や社会の中で潜在化しやすいことが考えられる。

2. 本調査で用いる生活困窮者の定義について

生活困窮（者）について奥田ら（2014）は、経済的困窮と社会的孤立の複合的、循環的状況があり、そのような状況に置かれた人々のこととしている（奥田ら 2014:15）。そしてそれらは社会の中で貧困の連鎖や社会排除というかたちで見られるという。（奥田ら 2014:15-20）。また福祉を必要とする人々を複眼的・複合的に捉えることの必要性については、2000年の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉の在り方に関する検討会」報告書で明確にされた。そこで生活困窮に引きつけてみれば、貧困（生活困窮）や心身の障害、不安、社会的排除や摩擦、社会的孤立・孤独が重複・複合化しており、社会的排除や孤立を可視化することが重要であるとしている。

さらに生活困窮者自立支援法第 2 条第 1 項では、生活困窮者の定義として「生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、日常生活や社会生活を維持することができなくなる恐れのある者」としている。

現在までに生活困窮者に対する定義が明らかにされてきた。本調査研究では、基本的に生活困窮者自立支援法に明記された生活困窮者の定義を使用する。この定義に従えば、例えば、非正規就労や無年金、失業状態などによる経済的困窮、8050 問題やひきこもり、ごみ屋敷などの社会関係の困窮、暖房器具や衣類の不足などの物質的困窮、身体的・精神的な疾病などによる社会的孤立などが生活困窮の状況といえることができる⁶。

3. 本調査の方法

本調査におけるアンケート票は、A 市社会福祉課にて作成し、その結果を名寄市立大学松岡研究室が分析した。アンケート調査は、各民生委員・児童委員の担当地域内で生活困窮等の状況が見られる方々について、各民生委員・児童委員が知りうる範囲内で回答してもらった。アンケート票は全 17 問（うち自由記述回答は 2 問）で構成された。アンケートの内容は民生委員における見守活動の有無、民生委員の属性、経済的困窮状況、経済的相談の有無、生活保護に関する相談の有無、就労相談の有無、障がい、ひきこもりなどによる社会的孤立の有無などである。民生委員・児童委員への配票数は 88 票、回収数は 54 票であり、回収率は 61.36%であった。

本調査研究の統計解析ツールとして「IBM SPSS Statistics 23」（IBM）並びに、共起ネットワーク分析等の解析では、「KH coder」（樋口耕一 立命館大学 <http://khc.sourceforge.net/>）を使用した。

ちなみに本アンケート調査は「I. はじめに（本研究の目的）」で触れたように、A 市における生活困窮状況を把握する手がかりをつかむためのものであって予備調査の位置づけ

である。

3. 倫理的配慮

本調査研究における倫理的配慮として、A 市民生委員・児童委員に対して本調査研究の実施の事前説明をおこなった。そして本調査研究への了承・同意は、アンケート票の返却によって行った。本調査研究への協力は自由意志に基づいており、途中で回答をやめることや回答しない場合にも何ら不利益は生じない。また個人情報ならびにプライバシーの保護にも万全をつくしており、本調査研究の結果は、行政資料の作成や大学における研究等で活用し、その際、個人が特定されることがないように必要な措置を講じた。

III. 結果

1. 民生委員の属性と見守り活動の有無

民生委員の属性は、男性が **62.9%** (34 人) であり、女性が **37%** (20 人) であった。年齢層としては、最も多いのは **60 歳代後半** で **44.4%** (24 人) であり、次いで **70 歳代前半** で **19.2%** (10 人) であった。見守り活動の有無では、見守り活動を行っている者が **90.38%** (47 人) であった。民生委員が行う見守り活動の対象者は年間実人員で **1,810** 人であり、全体の中では **81.5%** であった。民生委員一人当たりで見守り活動を行う人数で最も多いのは、「**1～50 人以下**」であった。実に全民生委員の **75%** (33 人) が行っていた。ちなみに「**51～100 人以下**」でも **13.6%** (6 人) であった。また見守り活動の対象となっている者で、**65 歳未満**の者は実人員で **168** 人であり全体の中では **33.5%** を占めていた。

2. 経済的困窮の状況

(1) 経済的困窮者との関わりの有無

民生委員が経済的困窮者との関わりの有無では、関わりが「ある」が **35.1%** (19 人) であった。年間実人員は **58** 人であり、全体の中では **35.2%** であった。また民生委員の一人当たりが対応する実人員で最も多いのは、「**1 人**」で **18.5%** であった。なお **65 歳未満**の経済的困窮者は、年間実人員で **14** 人であり、関わりを持つ民生委員の中では **16.8%** にあたる。ちなみに「いない (0 人)」は **11%** を占めていた。

(2) 経済的困窮の状況 (民生委員の見立て)

民生委員の立場から経済的困窮状況を見立ててもらったところ、**17** 人から回答があった。これら自由回答記述に対して計量的テキスト分析を行った。その理由としては、自由回答記述においてどのようなことが書かれていたかを視覚的に明らかにするためである⁷。そのため共起ネットワーク分析、次に自由記述で使われた語の頻出度を分析した。

1) 共起ネットワーク分析

共起ネットワーク分析は、自由回答記述の内容を形態素解析し、そのうえで語のつながりを明らかにすることである。その結果は図示しているように視覚的に把握することができる。では、視覚的図示されている共起ネットワークの結果に基づいて自由回答記述の内

容を把握していこう（図-1）。まず、A では、「経済」を媒介としながら「問題」「困窮」がつながっている。そして B にあるように「就職」につながっている。その B の「就職」は「出来る」「仕事」「生保」などにつながっている。さらに C の「年金」に注目すれば、「生活」「収入」「女性」「保護（生保）」「機関」、「少額」「就労」などの語とつながっている。また、D では、「冬場」「灯油」「預金」などの語のつながりが見られた。

これらのことから経済的困窮の状況として①就職関連における困窮、②年金・就労などの収入の少なさに関する困窮、③冬場の生活に関連する困窮などを見ることができる。

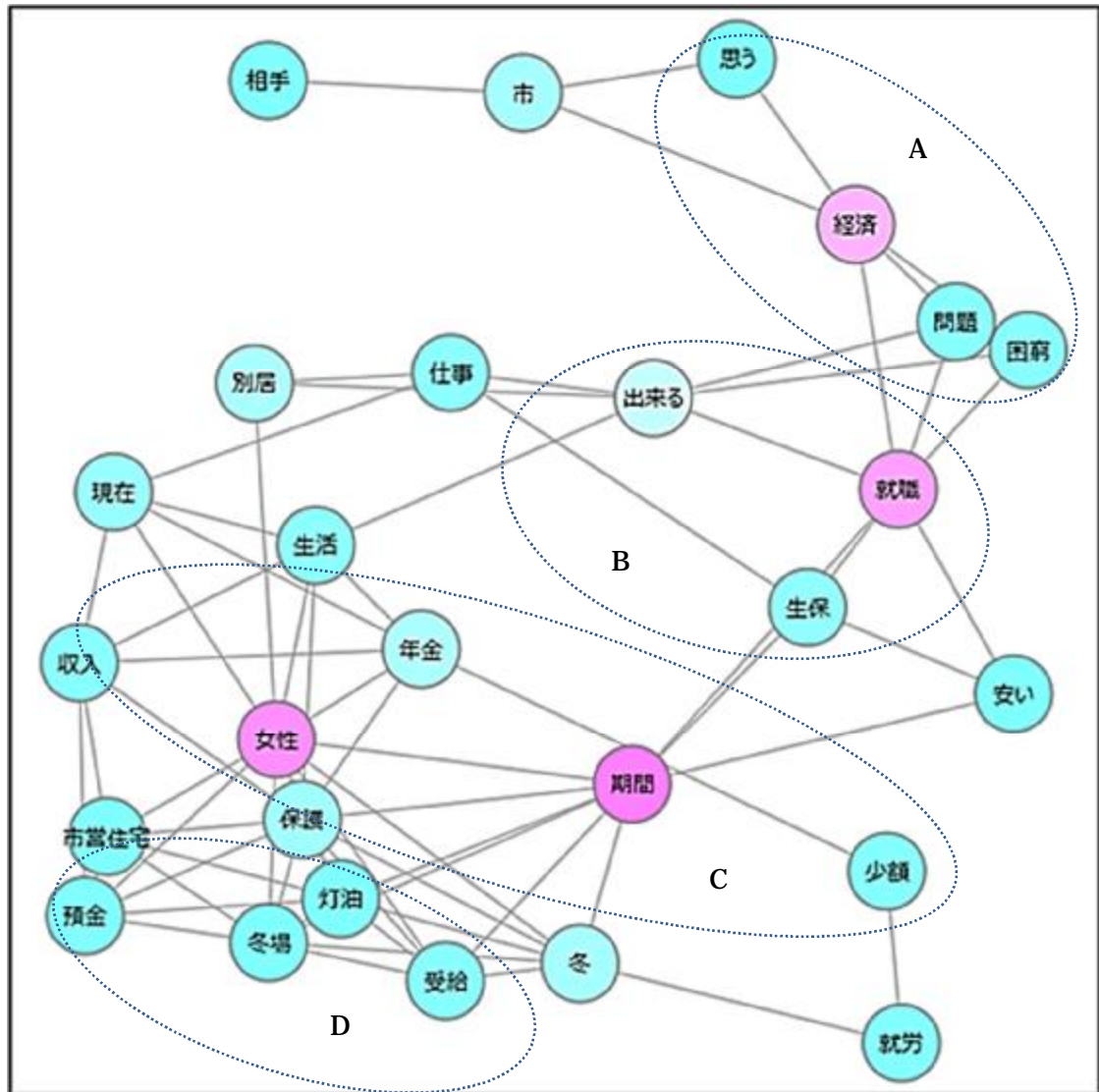


図-1 共起ネットワーク

2) 語の頻出度

語の頻出度は、自由回答数が 17 人ということもあり、頻出度が少ない語については共起ネットワーク分析に反映されていない。要するに出現回数が 1 回の語については、共起ネットワーク分析ではカットしている（解析結果が煩雑になり共起ネットワークが視覚的に把握困難になるためである）。そのため語の頻出度から丁寧に生活困窮状況を把握が重要と

なる（表-1）。そこで語の頻出度を見れば、頻出度が高いのは「生活」「年金」「収入」などであり、これらは共起ネットワーク分析からも明らかである。次に、語の頻出度は1回であるが、生活困窮把握のために注目すべき語がいくつか見られた。例えば、「食費」や「精神疾患」、「精神障害者」、「病気」、「負の連鎖」などである。これらの語と自由記述回答の内容を勘案すれば、①障害によって経済的困窮が招かれている可能性、②食費などの基本的な衣食における困窮状況、③疾病による困窮状況、④世代間（親世代から子ども世代への）の経済的困窮の連鎖などがすくなくならず、把握することができる。

表-1 語の頻出度 上位100位

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
生活	14	問題	2	居る	1	施設	1	親	1	定まる	1
年金	9	預金	2	拒否	1	資金	1	身体	1	底	1
現在	7	お世話	1	警察	1	時間	1	世話	1	東	1
収入	5	だめ	1	月	1	時点	1	成人	1	等	1
就職	5	アルバイト	1	原因	1	自分	1	精神疾患	1	等々	1
出来る	5	デパート名	1	言う	1	実質	1	精神障がい者	1	独居	1
困窮	4	カード	1	交通	1	社協	1	デパート名	1	入る	1
経済	3	ケース	1	公共	1	車	1	窃盗	1	入院	1
仕事	3	ゴミ	1	考える	1	借金	1	浅い	1	入居	1
思う	3	ハローワーク	1	行う	1	弱い	1	増加	1	入所	1
女性	3	パート	1	行く	1	手続き	1	息子	1	年収	1
保護	3	〇〇市	1	国民	1	趣味	1	続く	1	買い物	1
安い	2	圧迫	1	困る	1	受ける	1	続ける	1	病院	1
期間	2	安心	1	困難	1	就く	1	孫	1	病気	1
市	2	医療	1	最終	1	就ける	1	他	1	病弱	1
市営住宅	2	円	1	歳	1	住	1	他人	1	不安	1
受給	2	屋敷	1	昨年	1	小犬	1	多少	1	負の連鎖	1
就労	2	夏	1	残	1	少し	1	貸付	1	福祉	1
少額	2	夏場	1	始める	1	少ない	1	担当	1	払える	1
生保	2	家計	1	子	1	消防	1	知的	1	暮らす	1
相手	2	家賃	1	子供	1	紹介	1	町内	1	抱える	1
冬	2	火事	1	支援	1	障る	1	長い	1	本人	1
冬場	2	活動	1	支給	1	状況	1	長続き	1	面接	1
灯油	2	頑張る	1	支払い	1	食費	1	貸金	1	面倒	1
別居	2	〇〇病院	1	支払う	1	申請	1	低い	1	料金	1

(3)経済的相談の有無

担当地区で経済的な相談を受けたことがあるかの有無では、「ある」が **41.51%**（22人）であった。その中で年間実人員は、**35人**あり、全体の中で **37.1%**を占める。また **65歳**未満の経済的困窮者は **17人**であり、全体の中では **27.8%**を占めていた。

2. 社会的孤立や社会関係の希薄さの状況

(1) 地域関係の希薄さや社会的孤立の状況

ここでは地域関係の希薄さや社会的孤立等の状況を見ていきたい。ごみ屋敷・ひきこもりによって地域関係の希薄な状況にある者は、「ある」が **25%**（13人）であった。その中で年間実人員は **24人**であり、全体の中では **24.1%**を占めていた。

次に、身体的や精神的な疾病等によって地域や社会から孤立を見てみれば、身体的な疾病によって地域や社会から孤立の有無では、「いる」が **7.5%**（4人）であった。その中で年間実人員は **4人**であり、全体の中では **7.4%**であった。そして精神的な疾病によって地域や

社会から孤立の有無では、「いる」が **15.1%** (**8 人**) であった。その中で年間実人員は **9 人** であり、**14.9%** であった。さらに疾病・障害を抱えながら必要な支援を受けていない者の有無を見れば、最も多いのは「いない」で **52.8%** (**28 人**) であった。「いる」は **5.7%** であり、実人員は **3 人** であった。全体に占める割合は **5.6%** であった。

また冬場の暖房等と子どもの衣食の困窮状況では、困窮状況に「ある」が **20.3%** (**11 人**) であった。その中で年間実人員が **19 人** であり、全体の中で **18.5%** を占めていた。

(2) 就労状況等に関する状況

就労状況等に関する設問では、まず就労に関する相談の有無では、「ある」と答えたのは **9.2%** (**5 人**) であった。その中で関わりがある民生委員の年間実人員で最も多いのは、「1 人」で **60%** (**3 人**) であった。また「ある」と答えた中で **65 歳未満**の方は、**2 人** であった。

一方で生活困窮ではなく働いてない者の有無では、「わからない」が最も多く、**43.4%** (**23 人**) であった。しかし少なからず、そのような者も「いる」という (**22.6%** ; **12 人**)。その実人員は **17 人** であり、全体の中では **22.3%** であった。

3. 生活保護に関する状況

生活保護に関する状況では、まず生活保護受給者本人からの相談の有無では、相談を受けたことが「ある」のは **24%** (**13 人**) であった。その「ある」の中で年間実人員が最も多いのは、「1 人」で **18.5%** (**10 人**) であった (実人員は **17 人**)。また **65 歳未満**の方で最も多いのは、「1 人」が **60%** (**6 人**) であった。ちなみに実人員は **8 人** である。

次に、生活保護の申請相談の有無では、相談を受けたことが「ある」のは **16.7%** (**9 人**) であった。その中で年間実人員は、**12 人** であり、全体の中では **16.7%** にあたる。そして生活保護の紹介や申請同行の有無では、相談を受けてことが「ある」のは **33.3%** (**18 人**) であった。その中で年間実人員は **24 人** であり、全体の中で **33.4%** を占める。

※なお、本稿では、「問 16 あなたの民生委員としての担当地区を教えてください」並びに「問 17 その他、現在、関わっている相談などで、困っている案件はありますか (自由記述)」は省略した。

IV. 考察 民生委員の観点から見た A 市の生活困窮の状況について

ここでは、これまでの「Ⅲ. 結果」を踏まえ考察していく。そこで民生委員の観点から A 市の生活困窮状況について主に **4 つ** の点を考察・整理した。

第 1 に、民生委員が地域から受ける相談のうち、経済的な相談は **41%** となっていた。地域特性から自らの生活困窮を隠す傾向があるとすれば、その経済的な相談はさらに高くなるであろう。そして、民生委員からの見立てで、経済的困窮と思われる人々が **35%** いることが明らかとなった。これらのことから地域住民からの相談と共に民生委員自身の見立てからも地域の中で約 **4 割** 程度が何らかの経済的な困窮状況にあると言える。

第 2 に、地域住民から受ける相談内容として経済的困窮の他にも仕事 (就労) や冬期間の暖房費、ごみ屋敷、ひきこもり、子どもの養育困難等が全相談の **1~2 割** 程度あることが

明らかとなった。そして「Ⅲ. 結論」では詳細に触れなかったものの本調査の自由回答においても複合化の状況が見られた（注釈参照のこと）。このような社会的困窮状況と共に、その他社会的な困窮が複合化している状況が見られた。

第 3 に、生活保護受給者本人の相談を 2 割が受けており、要保護者若しくはそう思われる人々の申請相談は 2 割弱であった。そして制度の紹介などは 3 割ほど見られた。民生委員と生活保護層と低所得者層は、民生委員の成り立ちや歴史的経緯、現行生活保護法で民生委員が協力機関に位置づけられていることを考えれば、生活保護や生活困窮の相談や関わりがあると考えられる。また本調査によって、民生委員の立場から生活保護の申請・受給が必要と思われる生活状況の市民がいることを示唆していると考えられる。

第 4 に、身体障害や精神障害などによって地域や社会から孤立する人々が 1 割弱から 2 割程度存在することが明らかとなった。また支援が必要にもかかわらず、それを受けていない者が少なからずいることが明らかとなった。これらのことから障害属性から社会的な孤立が見られ、必要な支援が行き届いていないと思われるニーズの潜在化が起こっていた。

第 5 に、先行研究と先述した点を踏まえ、北海道 A 市の生活困窮の状況として経済的困窮と共に社会的孤立の複合状態が明らかとなってきた。それは特に共起ネットワークと語の頻出度で見えられた。それらを整理すれば、単に経済的困窮状況というわけではなく、心理的、身体的、社会的、地理的環境的制約に関わる困窮状況が幾重にも複合化している困窮状況が見られたことである。それらは具体的に (1) 就労関連（失業や雇止め、待機等）による困窮状況、(2) 年金や就労収入の減少による困窮状況、(3) 冬場の生活費増加による困窮状況、(4) 障害、疾病等による経済的困窮、(5) 食費等の基本的な生活の困窮、(6) 親世代の困窮状況が子どもにも見られる世代間連鎖等であった。

これまで本調査の結果を考察してきた。民生委員の立場から予備調査として生活困窮の実態の把握を試みた。これらをまとめれば、生活困窮は単に経済的困窮だけでなく、身体的、心理的、地理的環境的な制約による社会的困窮状況と複合していることが明らかとなった。また身体的や精神的な障害、疾病を抱えながらも医療・福祉サービスに結びついていない状況が地域の中で見られた。また、そのような状況によって生活困窮に至っていると推論することができる。

V. 結論

ここまで民生委員の観点から北海道 A 市の生活困窮の状況や生活困窮者を明らかにしてきた。まず、生活困窮の状況は経済的困窮のみではなく、身体的、心理的、地理的環境的制約など社会的困窮の状況が複合化しており、それらを通じて社会的孤立が見られた。

次に、民生委員の約 4 割が経済的な相談を受けているということである。このような経済的な相談は、生活困窮者自立支援法が開始される以前から見られた状況であると推察される。また生活困窮の状況において世代間の貧困・生活困窮の連鎖、そして親が年金で子どもや孫を支援している状況が少なからず見られた。さらに少ない年金を切り詰め家計を管理し生活している人々も見られた。

本調査研究は A 市の生活困窮の実態を把握するための予備調査として実施された。これによって本調査にむけての多くの示唆を得ることができた。特に A 市において生活困窮の

複合要因や民生委員と生活保護とのつながり、疾病・障害を抱えながら医療・福祉サービスに結びついていない状況などが明らかになったことは今後の調査研究に向けて重要な点となる。

最後に、本調査研究は民生委員を通じて生活困窮を把握してきた。現段階において少しでも A 市の生活困窮の状況を可視化できたと考えられる。そして北海道 A 市において生活困窮対策を通じての地域づくりのきっかけを得ることと、中長期的に観点から生活困窮で苦しむ人々を減らし、誰もが住みよい地域を形成することができるようになると考えている。今後の調査研究がさらに地域的・社会的に貢献できればと考えている。

注釈

1. 豪雪地帯特別措置法では、恒常的な降積雪に見舞われ産業の発展や生活水準の向上が阻害されている豪雪地帯に対して本特別法に基づき、国及び地方公共団体によって雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する豪雪地帯対策事業を実施し当該地域における産業の振興と民生の安定向上を図るとされている。国土交通省ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000010.html)

2. ホームレス等の問題が容易に見えてくるというわけではない。そのうえで積雪寒冷地域の地方都市の場合、持ち家率の高さや 8050 問題などから貧困や生活困窮がさらに見えづらく潜在化しやすい。そして貧困・生活困窮に対する社会的イメージからニーズを表明しづらいという点をあらわすため貧困・生活困窮が「潜在化しやすい」という表現を用いた。

3. 「8050 問題」とは、80 歳代の親と 50 歳代の子どもが同居している世帯で経済的・社会的に困窮していく状況のことをいう。

4. 自由記述回答の一例（分析者が一部加工）を以下のように参考資料として記載する。

「…なかなか就職が出来ない期間が長く続いていた。就職できたが、就職（期間）が浅く賃金がまだ安く生活できない。最終的には生保（生活保護）を受けている。」(ID-1)・「…負の連鎖による経済困窮。親が困窮者のため子どもが…就職できずに困窮…。経済的困窮が原因と考えられるが、その他にも本人の知的水準や生活に問題、病気や精神疾患なども抱えている。」(ID-18)・「国民年金のみで、生活保護受給者より収入が低い…」

(ID-24)・「別居の息子や孫の支援のため年金での生活できず…」(ID-31)・「…精神障がい者…市営住宅に単身生活。…障がい年金のみの収入…。…家賃、公共料金の支払い、(その他)、食費を賄い、ぎりぎりの生活状況。冬場の灯油代の不安を抱えている。現在はわずかだが預金残があり、預金が底をついたら、生活保護の申請をしようとしている。本人は家計簿をつけ、頑張っている。」(ID-41) 等である。

引用・参考文献

- ・奥田知志ら（2014）『生活困窮者への伴走型支援 経済的困窮と社会的孤立に対応するトータルサポート』明石書店.
 - ・厚生労働省（2000）「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書（http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0012/s1208-2_16.html）.
 - ・北海道福祉援護課（2015）「平成 27 年度版生活保護実施概要（3）」『北海道庁 福祉援護課の HP 生活保護案内 統計資料』（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/h27gaiyou03.pdf>）.
 - ・松岡是伸（2016）「過疎積雪寒冷地域における地域住民の生活課題・困り感、社会関係資本の実態」『開発こうほう』（641）北海道開発協会, 18-21.
 - ・その他北海道 A 市に関する諸資料は省略した。
-

【謝辞】

本調査研究を実施するにあたり、A 市民生委員・主任児童委員の方々にはご多忙の中でアンケート調査へご協力をいただいた。また本調査研究過程において多くの方々にご協力をいただいた。この場を借りて御礼申します。